

<目的>

事前問診票は、主治医が患者の日常の生活状況を把握し、医学的に判断した上で、介護保険の要介護・要支援認定に係る「主治医意見書」を作成するため、参考にしていただくことを目的とします。

<実施方法>

- ・令和 5年 4月 1日より運用を開始する。
- ・対象医療機関は、座間市内の医療機関。
- ・対象者は、要介護・要支援認定の申請（新規・更新・区分変更）をするため、対象医療期間に「主治医意見書」の作成を依頼する方。
- ・「事前問診票」は基本的に本人又は家族が記入する任意のものですが、記入困難な場合は、担当している地域包括支援センター職員やケアマネジャーに記入や提出のお手伝いの依頼をして下さい。

主治医が「事前問診票」による情報提供が必要と判断した場合

- 受診予定がある場合は受診時に「事前問診票」を渡し記入してもらう。
- 受診予定がない場合は、電話で事前問診票の提出依頼をする。
- 「事前問診票」の提出を依頼する場合において、提出の方法について調整をお願いします。また何らかの理由でご本人、ご家族が対応困難な場合は、担当のケアマネジャー等に依頼して下さい。担当のケアマネジャー等が不明な場合は、介護保険課介護認定係 ☎046-252-7538に電話をすると、折り返し担当より連絡がきます。
- ケアマネジャーが申請時に「事前問診票」を作成して、主治医の依頼がなくても提出することがあります。

※事前問診票は、座間市内医療機関、介護保険課窓口、各地域包括支援センター、地域在宅医療・介護連携支援室に配架し、市のホームページと医師会ホームページからダウンロードできます。

<留意事項>

- ・主治医が「事前問診票」を必要とし、患者等に依頼されても様々な事情で記入できなかったり、時間がかかり提出が遅くなる場合がありますが、おおむね2週間を目処に「事前問診票」が届かなくても、主治医意見書を作成いただき、座間市介護保険課に送付くださるようお願いいたします。
- ・事前問診票に記載する内容は、個人情報となりますので、その取扱いには十分ご配慮くださるようお願いいたします。

問合せ先：座間市地域在宅医療・介護連携支援室

☎046-206-5131